

平成 30 年度 第 2 回大和市社会福祉審議会 議事録

- 日時：平成 30 年 8 月 23 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分
- 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室
- 参加：

〔出席委員〕 13 名

平田委員、国兼委員、高橋（政）委員、金子委員、桎委員、小野委員、北林委員、桐原委員、和田委員、近藤委員、宮下委員、中川委員、天野委員

〔欠席委員〕 2 名

高橋（文）委員、横田委員

〔事務局〕

健康福祉総務課

〔傍聴者〕

なし

【次第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議題
(1) 第 5 期大和市地域福祉計画の策定について ≪資料 1≫
4. その他
5. 閉 会

***** 以下、要旨記録 *****

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議題

議題(1)：第 5 期大和市地域福祉計画の策定について

事務局より資料 1「地域福祉計画骨子案（個別目標の展開）」に基づき、個別目標ごとに内容を説明。

- 個別目標 1「支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます」について
委 員：《主な取り組み》の①に「声かけ訪問調査の実施」とあるが、声かけ訪問について

はどのような人が携わっているのか。

事務局：民生委員に依頼をして、新規転入者や70歳以上の方を対象に訪問している。

委員：私の場合、70歳になった時に民生委員が一度訪問に来たが、それ以降は一回も来たことがない。訪問の基準はどうなっているのか。

委員：声かけ訪問調査では、今後見守りが必要な方かどうかを確認している。お元気な方については自宅を訪問しなくても、郵便物が溜まっていないかなど巡回といったかたちで見守り活動を行っている。見守りが必要な方については回数を決めてということではなく、相手の状況を判断しながら活動をしている。

委員：《主な取り組み》の①に「地域包括支援センターにおける地域のネットワークの構築」とある。実際、どのように推進されているのか。

事務局：個別に把握していないが、この事業を仕様に盛り込み、地域包括支援センターの運営を委託している。

委員：地域のネットワークの構築のためには、地域の人が気楽に出かけられる環境整備が必要と考える。

委員：大和市では自治会や民生委員、地区社協などの協力を得ながらミニサロンを実施しており、歩いて行ける範囲での居場所づくりを行っている。また少しでも参加者を増やすために、娯楽の企画や健康講座の開催等を活発に行っている。

委員：現行計画から次期計画への体系の変更等について説明はされているか。

事務局：昨年度開催された審議会の中で、現行計画から次期計画への体系変更について、国の策定ガイドラインに沿ってどのような変更を施すかについて説明を行い、審議の上、資料1に示している体系となった。なお、《取り組み方針》と《主な取り組み》の文言等については今回初めて示している。また、現行計画の《達成された姿》については、個別目標と重複することから、次期計画では記載しない方向で考えており、《成果を計る主な指標》については主な取り組みが固まった時点で各所管課に指標出しを依頼し、その後、改めて委員の皆様にお示ししたい。

委員：取り組み例の中身について議論しだすと、実施計画レベルになってしまうと考えるが、取り組み例の中身までの議論を求めているか。

事務局：取り組み例について、現段階では、取り組み名を列挙しているが、最終的には文章化してまとめたいと考えている。今日は取り組み例の分け方が適切かどうかご意見を頂きたいと考えている。

委員：《主な取り組み》の③に「障がい者に対する就労支援」や「生活保護受給者に対する就労支援」とあるが、一般の高齢者等に対する就労支援は福祉政策に該当しないか。

事務局：高齢者の就労は生きがいつくりの側面もあるが、いわゆる生計を立てるための就労となると福祉政策では扱いが難しく、雇用政策や産業政策に該当すると考えられる。ただし、《主な取り組み》の④にある生活困窮者自立支援制度を就労支援や

一時的な家賃助成などを受けながら住み慣れた地域で暮らすための施策の一部として解釈する場合、この取り組みに該当することも考えられる。

委員：引きこもりの若者に対するアウトリーチは、個別目標①の Kategorie でよろしいか。

事務局：国においてもようやく 40 歳以上の引きこもりの調査を行うところであり、今後はそういった観点も必要になると思われるが、現段階では具体的な取り組みがないため、記載は行っていない。

会長：県の若者サポートステーションは 39 歳までが対象となっている。おそらくそれ以上の人は生活困窮者自立支援制度で対応することとなる。

個別目標 2 「相談体制を整え情報提供を充実します」について

委員：《取り組み方針》に「福祉サービスの情報を適切に入手できる仕組みづくり」とある。人が多く集まる病院やスーパーに協力をお願いし、福祉情報を掲示してもらう取り組みなどを計画の中に盛り込んでいただきたい。

事務局：ご意見の手法は大変有効であり、病院やスーパー等に福祉イベントの告知等を掲示してもらうことがある。取り組み例の一つとして記載したい。

委員：《現状と課題》について、障害者の高齢化については、障害者福祉制度と介護保険制度の兼ね合いによって複雑な課題になっているが、より深刻なのは障害者の親の高齢化問題である。

事務局：ご意見として頂戴する。

会長：「ヤングケアラー」と言われる、親や祖父母の介護や過度の家事負担を行う子どもの存在が問題となっている。視点としてヤングケアラーの把握や支援を持ったほうがよい。福祉関係者もあまり意識されていない問題なので、啓発という目的も含めて検討していただきたい。

事務局：ご意見として頂戴する。

委員：教育に関する文言や取り組みが入っていないが、包括的な支援というのはどの範囲までを考えているのか。

事務局：教育的視点というのは大変重要な視点であると考え。個別目標 6 での扱いになるが、福祉教育の推進について記載している。

個別目標 3 「包括的な支援体制を整えます」について

委員：協議体の設置が推進されているが、この取り組みはどの個別目標に分類されているのか。

事務局：個別目標⑥の《主な取り組み》の②に記載している。

委員：《取り組み方針》の「なんらかの」課題というのは具体的にどういうことを想定しているのか。表現として広範すぎるのではないか。

事務局：制度的な福祉に限らない課題までを想定した上での表記であったが、ご指摘の通り、適当な言葉に変更したい。

委員：《主な取り組み》の①に「共生型サービスの制度周知」とあるが、一般の方には理解が難しいと思うので、《現状と課題》、《取り組み方針》とうまくリンクできたらよいと思う。共生型サービスは、過疎地のように高齢者施設・障害者施設の数が少ない地域ならばお互いの機能を補うという効果も考えられるが、両施設が数多くある大和市では、この点で効果があるか疑問である。

事務局：現段階では、制度自体を推し進めていくということではなく、制度があるということの周知を図っていくことを目標としている。いずれにしても共生型サービスという言葉は、一般の方には馴染みがないと考えるので、注釈を入れるなど書き方を工夫したい。

個別目標4「権利擁護の仕組みづくりを推進します」について

委員：《主な取り組み》①に「虐待等の相談」とあるが、行政計画としては受け身的な相談だけではなく、より主体的な取り組みが求められるのではないかと。

事務局：窓口の相談機能の強化を想定していたが、ご指摘の通り弱いニュアンスではあるので内部で検討し、文言を修正したい。

委員：本人に寄り添うことができるという点から、身上監護については市民後見人が求められていると考える。しかし、市民後見人にとって財産管理は荷が重いため、後者は法人後見人をお願いするなど両者の連携が進んでいる自治体もあると聞いており、こうした取り組みが一層必要となってくるのではないかと。

会長：市民後見人が家庭裁判所から選任された場合、同時に法人後見を行っている社協へ後見監督人の選任依頼がくるので、両者が一緒になって後見業務を行っている。

委員：この個別目標全体として、例えば「後見事業の支援」ではなく、「法人後見事業の実施」など、行政としてより主体性でインパクトのある表現が求められているのではないかと。

委員：《主な取り組み》①の「関係機関とのケース会議の結果を含めた虐待を行った人への支援の実施」の「支援」に関しては、心身のバランスを整える必要がある。そのために専門家の力が必要であり、取り組み例の文言の中に方向性として明記すべきではないかと。

事務局：ご意見として頂戴する。

個別目標5「福祉への理解と関心を高めます」について

委員：《取り組み方針》の「福祉に関する講演会や講座を実施します」という文言は限定的な表現であるので、もう少し幅広い表現にしたほうがよい。

事務局：ご意見として頂戴する。表現については工夫したい。

会 長：《主な取り組み》①に「更生保護に関する講演や街頭キャンペーンの実施」とあるが、刑務所出所者の再犯防止を含めた更生支援については、どうしていくか方向性を検討してもらえるか。

事務局：更生支援については個別目標⑧の《主な取り組み》③「大和・綾瀬保護司会大和地区会の支援」と関連させて検討したい。

委 員：《主な取り組み》②について、できれば、親子を巻き込んだ取り組みについて記載できないか。

事務局：例えば福祉推進委員会が行っている「市民まつりでの福祉啓発」には親子での参加も多い。ご意見を踏まえて、表現を工夫したい。

委 員：《主な取り組み》③の「社会福祉法人が行う地域交流事業への協力支援」は、具体的にどういった支援を想定しているか。

事務局：チラシの配架といった周知活動や、人的な支援を想定している。

個別目標6「福祉活動の担い手を育成し活動を支援します」について

委 員：《主な取り組み》の②の「生活支援体制整備（協議体の設置・地域支え合い推進員の配置）」については、2層の協議体の進捗状況にバラつきがある。行政としての主体性がより見えるような記述を検討していただきたい。

事務局：ご意見として頂戴する。所管課である高齢福祉課と調整の上、表現を工夫したい。

委 員：平成に入って福祉系の学校が増えたが生徒がなかなか集まらない、福祉事業所の職員も不足しているという現状がある。教育委員会と福祉教育が連携して、40年、50年先の担い手の育成につなげてもらえるとよい。

会 長：個別目標⑥における福祉活動の担い手は、地域住民を指していると思われる。ただ、福祉人材の確保については他の個別目標でも触れられていない。

委 員：外国籍の方をボランティアの担い手として想定していないか。

事務局：現段階で外国籍の方を特定して記載する想定はないが、決して排除するものではない。

個別目標7「気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります」について

委 員：《主な取り組み》の②の取り組み例として、こども食堂を取り上げるのはよいが、孤食対策という側面のみ限定しまう表現はいかがなものか。

事務局：表現を工夫したい。

会 長：元々こども食堂は、貧困家庭の子どもへの支援という点から始まっている。こちらの側面についても検討してほしい。

個別目標8「地域福祉活動団体との連携をすすめます」について

委 員：《主な取り組み》の②には「民生委員児童委員活動の支援」とあるが、民生委員は

元来、行政に対して福祉的な活動への協力という明確な役割があるのだから、このように特筆する必要はなく、むしろ《主な取り組み》の③にあげられている各種団体等への支援をより強化するべきではないか。

会 長：地域福祉の推進においては民生委員が重要な位置を占めていると考えられる。この点に関して、例えば、東京都練馬区では民生委員児童委員のチーム活動、すなわち担当地区が隣り合っている委員同士の活動の支援や、専門職の指導に基づく事例研究会の支援など行っていると聞いている。

委 員：民生委員の主な活動は、地域での相談・支援と考える。もう一つには地域包括システムでの架け橋役がある。対象者が支援困難な場合には地域ケア会議につなげていく必要がある。チームを組むところまではいかないが、担当の民生委員をはじめ、かかりつけ医や様々な専門家が連携して見守っていくことはある。大和市の場合は月一回の定例会の中で、事例を共有し、適切な関係者・機関につなげている。

委 員：《現状と課題》において、民生委員の負担感について、内容は理解できるが表現としてマイナスの印象を与えすぎてしまうのではないか。

事務局：民生委員については、負担の大きさに関する記述だけではなく、やりがいに関しても触れるなどして表現を工夫したい。

4. その他

事務局より次回審議会の予定を説明。次回は10月中旬から下旬の開催を予定。

5. 閉会